

2023年6月22日

医薬品情報担当者（MR）の院内訪問について

国立病院機構東京病院薬剤部長

当院訪問に際しては下記事項に留意し、製薬会社を代表する MR として活動するようお願い致します。

1. 医薬品情報活動においては、医療用医薬品の販売情報提供活動に関するガイドラインを遵守して下さい。
2. 担当者は、株式会社スマートホスピタルのアプリ MONITARO をスマートフォン等にインストールして下さい。MONITARO の担当リストの各製薬企業担当者欄に下記の情報を入力していただくことで当院の担当者として登録しておりますので、情報提供先の如何にかかわらず、必ず登録後に情報提供活動を開始して下さい。
 - ・名前、写真
 - ・連絡先
 - ・担当領域
 - ・取扱商品
 - ・学術問い合わせ連絡先

なお、担当の交代があった際は、旧担当者は担当リストからの削除を、新担当者は担当リストに登録した旨を MONITARO の個別メッセージ機能を用いて副薬剤部長までご連絡下さい。

3. 院内活動にあたっては、まず薬剤部に来訪し、MONITARO のチェックイン操作と MR 訪問記録に必要事項を記載して下さい（今後 MONITARO に一本化予定です）。
4. 院内活動時は、ご自身の社員証が見えるように携帯していただきますようお願い致します。退出時は、MONITARO のチェックアウト操作と MR 訪問記録に退出時間を記載して下さい（今後 MONITARO に一本化予定です）。
5. 院内訪問時間は原則、午後 3 時から午後 5 時までとします。特に、午前中の訪問は緊急な用件及び予約している場合を除き避けて下さい。
6. MR 活動は原則として、医局等診察に支障がない場所で行い、外来、病棟、記録室及び手術室への入室は禁止します。
7. 新規医薬品等を宣伝する場合は、事前に副薬剤部長に宣伝許可を得て下さい。
8. 添付文書の改訂等の医薬品情報については、速やかに薬剤部に連絡をお願い致します。
9. 上記事項が遵守されない場合は、来訪を禁止することがありますので、ご承知おき下さい。